佐賀県職員の任用に関する規則の 部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月二十七日

## 佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第十三号

佐賀県職員 の任用に関する規則の 部を改正する規則

佐賀県職員の任用に関する規則(昭和四十四年佐賀県人事委員会規則第六号)

の一部を次のように改正する。

業程度) 程度)の他の区分の対象となる職を除く。)」を「佐賀県職員採用試験 に 象とならない職」 る職を除 務とする職 校卒業程度) (大学卒業程度)の学校事務の項を削り、 わたる業務に従事することを職務とする職 別表の佐賀県職員採用試験 (大学卒業程度) **\** の他の区分の対象とならない職」 ( 佐賀県職員採用試験  $\supseteq$ の行 を「佐賀県職員採用試験 (高等学校卒業程度) に改める。 政の項中「広範な行政分野にわたる業務に従事することを職 (高等学校卒業程度) に改め、 同表の佐賀県職員採用試験 ( 佐賀県職員採用試験 の行政の項中「広範な行政分野 同表の佐賀県職員採用試 の 他 の区分の対象とな の他の区分の対 (大学卒業 (高等学 (大学卒 験

1

附則

この規則は、公布の日から施行する。